



特殊教育を受けている生徒のための調停とは

調停は、障害を持つお子様の家族と学校の間で起こった意見の相違を解決するために利用できる手続きです。調停は無償で提供され、当事者全員が弁護士を介さずに対立を解決したいと考えるときによく利用されます。調停は、特殊教育サービスを受けている生徒の障害の特定、評価、教育環境、無償の適切な公的教育の提供に関する意見の相違を解決するためによく利用されます。

調停は、調停者という中立の立場の人間が行います。調停者は、特殊教育に関する法律についてトレーニングを受けており、異議解決に関する経験を有する人たちです。調停者は、関係者全員が問題を共有し、問題点を明確化し、選択肢について話し合い、当事者全員が同意できる解決策に至れるよう、支援を行います。調停者はどちらの当事者側に対しても、問題解決策について提案はしませんし、調停の結果について決定も下しません。

適正手続きによるヒアリングが要請された場合は、必ず、関係当事者に対して、調停による解決方法もあることを提示しなければなりません。また、正式な苦情申立があった場合も、調停を要請することができます。また、苦情申立や適正手続きによるヒアリングが要請されなくても、意見の相違の解決策の1つとして、調停を要請することができます。

知っておくべき事柄：

- ✓ 調停は 個別障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Act (IDEA)) においては、保護策として義務づけられています。調停は、保護者/家族と学校の間での意見の相違を解決するために用意されている選択肢の1つです。
- ✓ 調停は、Georgia 州のすべての学校において利用可能です。
- ✓ 調停は任意です。当事者双方(保護者と学校)が参加に同意しなければなりません。どちらが参加しないと決めた場合、調停は行われません。
- ✓ 調停は、保護者/家族、学校のいずれにも、無償で提供されます。保護者は、学区の特殊教育担当部署に連絡して、意見の相違の解決のために調停を要請することができます。
- ✓ 弁護士の出席が認められていますが、弁護士が出席することはほとんどありません。話し合いの場において問題について他の情報を提供できる見識者があれば、出席が認められています。調停への出席者は、調停前に誰を出席させるかについて、合意しなければなりません。
- ✓ 調停要請については、期限はありません。問題解決のための期間も限定されていません。
- ✓ 調停では秘密が守られます。調停中に話された内容は、適正手続きによるヒアリングや裁判の際に証拠として使用することはできません。
- ✓ 調停で合意に至った場合、合意書が作成され、関係当事者全員が署名します。この合意書は法的拘束力を持ち、裁判所において強制を命じることができます。
- ✓ 調停により必ずしも、合意書に至るという保証はありません。場合によっては、合意に至らないこともあります。合意に至らなかった場合、保護者には適正手続きによるヒアリングを要請し、また、正式な苦情申立を行う権利があります。



ご家族のための助言：

- ✓ 調停の要請は書面で行います。
- ✓ 調停は、当事者双方にとって都合のよい日時に開催されます。調停日として提示された日時が都合が悪い場合、他の日時にするよう要求することができます。
- ✓ 調停には数時間かかる場合があります。調停の全時間に参加できるよう、スケジュールを立ててください。チャイルドケアや仕事等の手配が必要になるでしょう。
- ✓ 書類を整理してください。
 - お子様の個別教育計画(Individualized Education Program (IEP))のコピーを学校からもらってください。
 - お子様の IEP を検討し、どの点に同意でき、どの点に同意できないかを考えてください。
 - ご自分の書類にメモを入れ、そのメモに日付を入れてください。
 - ご自分の書類について、必要数のコピーを調停に持って行ってください。
 - 1部はご自分用です。コピーは調停者と学校側用にも必要です。
- ✓ 調停に同席させたい人がいないかどうか決めてください。
- ✓ 調停に参加する人全員が、問題を共有し、可能な解決策について案を出し合います。次のような準備をしてください。
 - 問題点を特定し、ご自分の心配事について相談してください。
 - 質問をしてください。質問のリストを作り、調停に持って行ってください。
 - 問題について明確にするため、お子様とも情報を共有してください。
 - 相手の話にも耳を傾け、可能な解決策について案を出してください。
- ✓ 意見の相違の中には、他の方法よりも調停によるほうが解決されやすい場合があります。たとえば、以下のような場合です。
 - 追加あるいは別の特殊教育サービスや、クラス、学校、補足サービス、資格判断等のニーズに関する意見の相違は、調停での話し合いで解決されることがよくあります。
 - 特定の教師やサービス提供者の任命や、学校職員の採用や解雇、特定の学校建物への生徒の割り振り（別の学校への割り振りになる場合）等の問題に関する意見の相違については、調停で解決される可能性はそれほど多くありません。
- ✓ 忘れてはならないことは、調停は歩み寄りだということです。心を広く持ってください。問題解決のためのあらゆる可能性を検討してください。
- ✓ 他の関係者と意見を出し合って、クリエイティブな問題解決策を作り出しましょう。
- ✓ 合意に達しなかった場合、次の選択肢があります。
 - 適正手続きによるヒアリング（調停前にすでに要請していた場合）
 - 適正手続きによるヒアリングの要請。または
 - 意見の相違解決のための他の方法を探す。
 - 正式な苦情申立を行う。
- ✓ 調停期間中、わからないことがあれば必ず、質問するようにしてください。

詳細な情報については以下にご連絡ください。

ペアレント ツー ペアレント オブ ジョージア(Parent to Parent of Georgia)

770-451-5484 または 800-229-2038

www.p2ppga.org

Georgia Department of Education 特殊教育サービス支援局
(Division for Special Education Services and Supports)

404-656-3963 または 800-311-3627 に電話し、「特殊教育(Special Education)」に電話を回すよう伝えてください。

http://www.gadoe.org/ci_exceptional.aspx

Georgia Department of Education 実施マニュアル

http://www.gadoe.org/ci_exceptional.aspx?PageReq=CIEXCImpMan

(異議解決の章を参照してください。)

その他の情報源：学区の**特殊教育ディレクター (Special Education Director)**にご相談ください。